

社会保障審議会介護給付費分科会(第66回)議事次第

日時：平成22年7月29日(木)

午前10時から12時まで

於：全社協・灘尾ホール

議 題

1. ユニット型施設の居室面積基準の引下げに係る
諮問について
2. 認知症高齢者グループホーム等における非常災害対
策に係る基準の見直しに係る諮問について
3. 一部ユニット型施設について
4. その他

ユニット型施設の 居室面積基準引下げについて

ユニット型施設の居室面積基準引下げについて

○経緯

平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型施設割合を70%以上(介護保険施設全体で50%以上)とすることを旨とし、ユニット型施設の整備を推進する中で、用地確保の問題や居住費負担の高さの問題が指摘されていることから、居室面積をある程度引き下げても、個室ユニット型施設の整備促進に資するよう、基準の改正を行う。

(参考1)3月31日(水) 参議院厚生労働委員会での長妻大臣答弁より

「ついの住みかの側面もある施設で、大部屋ですうっとそこでお暮らしになるということが果たしていろいろな意味で適切なのかどうかということは私も疑問があるところでありまして、厚生労働省としては、特養の入所定員のうち、平成26年度で70%をユニット型にすると目標を掲げております。70%を個室にするという目標でありまして、これは推進をしていきたいというふうに考えております。」

(参考2)4月16日(金) 長妻大臣閣議後記者会見より

「特養のユニット型、いわゆる個室型なのですが、それを我々としては平成26年度で全入所者の70%をユニット型、つまり個室にしようと、そういう目標を掲げております。その一方で土地が仲々ないか、相部屋の方が多くの方が入居出来るのではないかと指摘もありましたので、審議会で検討していただきます。このユニット型を基本としたいわけですが、広さを相部屋一人当たりのスペースとほぼ同じスペースにさせていただこうということで、自己負担も下がるし建設も定員を確保しやすくなるのではないかと、そういう考えのもと、そういう対応をしようということで審議会にお願いをしたいということでもあります。」

参照条文②

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)

第四十一条 第二項 第一号 イ (3)

一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない療養室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企44号)

第五 3(2)④ニ a ユニット型個室

一の療養室の床面積は、一三・二平方メートル以上(療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。

ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあっては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないとする趣旨である。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)

第三十九条 第二項 第一号 イ (3)

一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

第四十条 第二項 第一号 イ (3)

一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

第四十一条 第二項 第一号 イ (3)

一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

参照条文③

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号)

第五 3(4)⑤イ

一の病室の床面積は、一三・二平方メートル以上(病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。

ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないとする趣旨である。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)(指定地域密着型介護老人福祉施設部分)

第一六〇条 第一項 第一号 イ(3)

一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年老計・老振発〇三三一〇〇四号 老老発〇三三一〇一七号)

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護部分)

第三 六 5(2)④二

(イ)ユニット型個室

床面積は、一三・二平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とすること。

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)

第六〇条 第四項 第一号 イ(4)

一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

ユニット型施設の居室面積基準引下げについて

○改正内容

各施設の基準省令において、ユニット型施設の居室面積基準について
現行基準 個室13.2㎡以上を標準 ⇒ 改正案 個室10.65㎡以上

※ただし、補足給付の対象となる市町村民税世帯非課税以下の入所者の利用料の減額については、次期介護報酬改定において、居住費に対する負担限度額及び基準費用額の見直しが必要。

○対象施設

- ・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

※短期入所生活介護(ショートステイ)及び短期入所療養介護についてもユニット型という類型は設けられているが、短期入所生活介護については従来から居室面積基準は13.2㎡ではなく10.65㎡であり、短期入所療養介護については単独での面積基準がないことから、今回の省令改正の対象外。

○今後の日程

- ・介護給付費分科会の答申を受け、パブリックコメントを実施(答申の日から約1カ月間)
- ・パブリックコメント終了後に公布、同日施行

参照条文①

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)

第四十条 第一項 第一号 イ (3)

一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第43号)

第五 3(4)⑤イ ユニット型個室

床面積は、一三・二平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とすること。

ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)

第三十五条 第四項 第一号 (4)

一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年老発第214号)

第五 4(5)⑤イ ユニット型個室

床面積は、一三・二平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。

ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホームがその建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。

特別養護老人ホームの居室面積の基準のこれまでの見直し

特別養護老人ホームの居室面積は、拡大し、生活環境を向上してきたところ。

- 現在、特養の居室面積は1人当たり10.65㎡以上(従来型)となっているが、これは今までの見直しにあたって拡大してきたもの。

年	昭和38年	...	昭和49年※	...	昭和52年※	...	平成7年※※
居室面積	4.95㎡	→	7.425㎡	→	8.25㎡	→	10.65㎡

※ 昭和47年中社審老人福祉専門分科会「老人ホームのあり方に関する中間意見」を踏まえて改善

※※ 新ゴールドプラン(平成6年)を踏まえて改善

ユニット型個室面積基準引下げの効果 (試算①)

○ ユニット型施設の建設コスト

- ・ 一床当たりの平均延床面積 : $54.7\text{m}^2/\text{床}$
- ・ 1坪当たりの建設費用 : $681.1\text{千円}/\text{坪}$
- ・ 1床当たりの建設単価 : $11,232.3\text{千円}/\text{床}$
- ・ 平均入所定員 : 68.8人

○ 面積基準緩和によるコスト減

- ・ 居室面積の減少分 : $(13.2 - 10.65)\text{m}^2 \times 681.1\text{千} \div 3.3\text{m}^2 \times 68.8\text{人} \Rightarrow$ 1施設当たり約3,600万円
- ・ 廊下の長さ削減効果 : $3\text{m} \rightarrow 2.8\text{m}$ (居室幅相当) とした場合
 $0.2\text{m} \times \text{廊下幅} 1.5\text{m}$ (片側廊下) $\times 681.1\text{千} \div 3.3\text{m}^2 \times 68.8\text{人} =$ 約400万円
- ・ 設計料: $\text{建設費用} \times 5\% = (3,600\text{万} + 400\text{万}) \times 5\% \Rightarrow$ 約200万円

○ 借入の場合の利息分相当 (借入により資金を調達した場合、利息分も居住費に組み込まれる)

- ・ 20年償還で利率2.0%とした場合、元利均等返済を行うと仮定すると、利息返済分は元金の約20%
- ・ 1床当たり $1,100\text{万円} \times 1.1$ (備品+設計料の10%増) = $1,210\text{万円}$
- ・ 建設補助350万円、自己資金50万円程度とすると、借入分は810万円 \Rightarrow 全体の67%程度を借入で賄う

○ 建設コスト(居室面積部分+廊下の長さ部分+設計料)+ 借入利息分

- ・ 建設コスト : $3,600\text{万} + 400\text{万} + 200\text{万} \Rightarrow$ 約4,200万円
- ・ 借入利息分 : $4,200\text{万} \times 67\% \times \text{利息分} 20\% \Rightarrow$ 約560万円
 \Rightarrow 総額で1施設当たり 約4,760万円

○ 利用料減少(1人当たり減少額/月)

- ・ $4,760\text{万} \div 20\text{年} \div 12\text{カ月} \div 68.8\text{人} \Rightarrow$ 1人当たり 約2,880円/月 の減少
ユニット型特養月平均利用額: $\text{約} 6.7\text{万円} \Rightarrow$ 約2,880円 で 約4%減

ユニット型個室面積基準引下げの効果 (試算②)

○ ユニット型施設の建設コスト

- ・ 一床当たりの平均延床面積 : 54.7㎡/床
- ・ 1坪当たりの建設費用 : 681.1千円/坪
- ・ 1床当たりの建設単価 : 11,232.3千円/床
- ・ 平均入所定員 : 68.8人

○ 面積基準緩和によるコスト減:

- ・ 居室面積の減少分 : $(13.2 - 10.65) \text{m}^2 \times 681.1 \text{千} \div 3.3 \text{m}^2 \times 68.8 \text{人} \Rightarrow$ 1施設当たり約3,600万円
- ・ 廊下の長さ削減効果 : 3m \rightarrow 2.8m(居室幅相当)とした場合
 - 0.2m \times 廊下幅1.5m(片側廊下) \times 681.1千 \div 3.3m \times 68.8人 = 約400万円
- ・ 廊下の幅削減:片側居室1.2m、両側居室1.6m (建築基準法相当(※地方分権一括法成立後、条例制定により変更可能))
 - 片側廊下の場合、廊下部分30m \times 廊下幅0.3m \times (68.8人 \div 10人)ユニット=62㎡
 - また、共用部分の廊下が38㎡分として、100㎡分の削減 (やや多めの見積もり)
 - 100㎡ \times 681.1千 \div 3.3m \Rightarrow 1施設当たり約2,000万円
- ・ 設計料: 建設費用 \times 5%=(3,600万+400万+2,000万) \times 5% \Rightarrow 約300万円

○ 借入の場合の利息分相当 (借入により資金を調達した場合、利息分も居住費に組み込まれる)

- ・ 20年償還で利率2.0%とした場合、元利均等返済を行うと仮定すると、利息返済分は元金の約20%
- ・ 1床当たり1,100万円 \times 1.1(備品+設計料の10%増) = 1,210万円
- ・ 建設補助350万円、自己資金50万円程度とすると、借入分は810万円 \Rightarrow 全体の67%程度を借入で賄う

○ 建設コスト(居室面積部分+居室面積以外の部分+設計料)+ 借入利息分

- ・ 建設コスト : 3,600万+400万+2,000万+300万 \Rightarrow 約6,300万円
- ・ 借入利息分 : 6,300万 \times 67% \times 利息分20% \Rightarrow 約840万円
- ⇒ 総額で1施設当たり 約7,140万円

○ 利用料減少(1人当たり減少額/月)

- ・ 7,140万 \div 20年 \div 12カ月 \div 68.8人 \Rightarrow 1人当たり 約4,300円/月 の減少
- ユニット型特養月平均利用額:約6.7万円 \Rightarrow 約4,300円で約6%減

認知症高齢者グループホーム等における非常災害対策に係る基準の見直しについて

○ 本年3月に発生した札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査」を実施。

○ 緊急調査の結果から、認知症高齢者グループホームにおける避難訓練等の防火安全体制に関する地域住民との連携が不十分であることが明らかになった。

* 避難訓練の実施にあたって近隣住民の参加を求めている事業所 26.5%

資料出所：平成22年6月10日発表「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査結果」

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

○ 緊急調査の結果を踏まえ、運営基準において定期的に行うこととされている避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、「地域住民の参加が得られるよう努めること」を規定してはどうか。

基準の改正案

【現行】

(非常災害対策)

第一百八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

* 認知症対応型通所介護の規定を準用。

【改正案】

(非常災害対策)

第一百八条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

* 地域との連携を図り、地域住民が避難訓練への参加が得られるよう新たに規定を追加。

※ 介護予防サービス及び小規模多機能型居宅介護についても同様の改正。

(参考) その他の防火安全体制に関する対応

- 現在スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援を行うこととする。
- これを踏まえ、275㎡未満のグループホームにおいても積極的にスプリンクラー設備の設置に努めることを運営通知に明記することとする。
- この他、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

資料出所：平成22年6月10日発表「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する対処方針」

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

認知症高齢者グループホーム等における非常災害対策に係る基準の見直しについて(参考資料)

報道関係者各位

平成22年6月10日

照会先

老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

室長 千葉 登志雄

室長補佐 田仲 教泰

TEL : 03-5253-1111 (内線 3868、3869)

夜間直通 : 03-3595-2168

FAX : 03-3595-3670

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する
緊急調査結果及び対処方針について

第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」における協議を踏まえ、厚生労働省が実施した標記調査について、この度その結果と対処方針を取りまとめたので、以下のとおり公表いたします。

1. 調査結果について（概要）

- 1 本調査は、事業所の申告によるもの。
 - ・調査基準日：平成22年3月18日
 - ・調査回収事業所数：9,952事業所
- 2 各調査項目において無回答や無効回答があるため、それぞれの調査事項の合計は調査回収事業所数と一致しない。

(1) 消防用設備の状況について(①スプリンクラー、②自動火災報知設備、③消防機関へ通報する火災報知設備)

① スプリンクラー設備の設置状況及び設置に要した費用

スプリンクラーの設置状況については、認知症高齢者グループホーム(以下GH)全体の60.5%が未設置となっている。消防法施行令においては、原則として床面積275㎡以上のGHについて、スプリンクラーの設置が義務づけられている(※)。床面積別のスプリンクラーの設置状況をみると、275㎡以上のGHでは52.2%が、275㎡未満では、93.3%が未設置となっている(設置の状況については消防庁調べ)。

また、設置に要した費用(1㎡あたりの単価)については、9,000円未満が44.4%、9,000円以上～10,000円未満が20.0%となっている。(※平成23年度末まで経過措置期間有り)

・設置の有無【消防庁調べ】

	設置合計		設置義務有 (275㎡以上)				設置義務無 (275㎡未満)	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数(注)	4,129	6,322	3,987	4,351	20	4,331	142	1,971
割合	39.5%	60.5%	47.8%	52.2%	0.5%	99.5%	6.7%	93.3%

(注)消防庁調査は、GHの棟数で調査している。(調査対象数10,451棟)

・設置に要した費用(1㎡あたりの単価)

価格帯(費用÷面積)	施設数	割合
9,000円未満	1,362	44.4%
9,000円以上～10,000円未満	615	20.0%
10,000円以上～11,000円未満	275	9.0%
11,000円以上	817	26.6%
合計	3,069	100.0%

② 自動火災報知設備(住宅用を除く)の設置状況及び設置に要した費用

自動火災報知設備(住宅用を除く)については、全てのGHにおいて設置が義務づけられている(※)が、調査時点での未設置が14.1%(設置の状況については消防庁調べ)。また、設置に要した費用については、100万円未満が全体の62.0%となっている。(※平成23年度末まで経過措置期間有り)

・自動火災報知設備の設置状況【消防庁調べ】

	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中
棟数(注)	8,977	1,474	25	1,449
割合	85.9%	14.1%	1.7%	98.3%

(注)消防庁調査は、GHの棟数で調査している。(調査対象数 10,451 棟)

・自動火災報知設備の設置に要した費用

設置費用	施設数	割合
50万円未満	1,003	26.1%
50万円以上～100万円未満	1,382	35.9%
100万円以上～200万円未満	1,120	29.1%
200万円以上～	341	8.9%
合計	3,846	100.0%

③ 消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況及び設置に要した費用

消防機関へ通報する火災報知設備については、GHの大部分において設置が義務づけられている(※)が、調査時点での未設置が27.0%(設置の状況については消防庁調べ)。また、設置に要した費用については、30万円未満が全体の56.0%となっている。(※平成23年度末まで経過措置期間有り)

・消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況【消防庁調べ】

	設置合計		設置義務有				設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数(注)	7,634	2,817	7,602	2,739	22	2,717	32	78
割合	73.0%	27.0%	73.5%	26.5%	0.8%	99.2%	29.1%	70.9%

(注)消防庁調査は、GHの棟数で調査している。(調査対象数 10,451 棟)

・消防機関へ通報する火災報知設備の設置に要した費用

費用	施設数	割合
10万円未満	323	9.8%
10万円以上～30万円未満	1,523	46.2%
30万円以上～50万円未満	773	23.4%
50万円以上～100万円未満	436	13.2%
100万円以上	244	7.4%
合計	3,299	100.0%

(2)建物形態の状況について(単独・併設の別)

GHの建物形態としては、GH単独で設置されているものが64.6%、他の介護事業所等と併設しているGHが35.4%となっている。

・単独・併設の別

	施設数	割合
単独型	6,421	64.6%
併設型	3,523	35.4%
合計	9,944	100.0%

(3)夜間職員の勤務体制について

夜間（午前2時時点）の勤務体制の状況〔夜間の配置人数（1人・2人）の比較〕

GHでは、原則として1つのユニット（共同生活住居）に1人以上、夜勤職員を配置することとしている（ただし、2ユニットの場合は1人でも可）。調査結果では、1ユニットのGHでは1人配置が96.8%、2ユニットでは2人配置が83.5%となっている。

・ユニット別の夜間職員配置人数

	夜勤人数	施設数	割合
1ユニット	1人	3,809	96.8%
	2人	127	3.2%
	合計	3,936	100.0%
2ユニット	1人	866	16.5%
	2人	4,367	83.5%
	合計	5,233	100.0%

(4) 地域との連携について

① 避難訓練への地域住民の参加

避難訓練については、GHの大部分において実施が義務づけられている。避難訓練の実施にあたって近隣住民の参加を求めて行っている割合は、26.5%となっている。

・ 避難訓練における地域住民の参加

	施設数	割合
有	2,632	26.5%
無	7,318	73.5%
合計	9,950	100.0%

② 運営推進会議の状況

運営推進会議は、地域との連携や協力を行うなどの地域との交流を図ることをひとつの目的として、おおむね2ヶ月に1回以上開催することとされている。平成21年1月～12月の開催状況についてみると、6回以上開催しているところが約半数となっている。また、運営推進会議で消防関係者について、出席又は協議をしたことがない事業所が61.0%となっている。

・ 運営推進会議の開催回数

	施設数	割合
0回	374	3.8%
1～5回	4,784	48.3%
6回	4,661	47.1%
7回以上	85	0.9%
合計	9,904	100.0%

・ 運営推進会議における消防関係者の参加状況

	施設数	割合
1. 運営推進会議に毎回出席した	186	1.9%
2. 運営推進会議の議題により随時出席した	711	7.2%
3. 運営推進会議への出席はないが、会議の議題により随時協議した	2,934	29.9%
4. 出席又は協議をしたことはない	5,989	61.0%
合計	9,820	100.0%

2. 調査結果を踏まえた対処方針について

調査結果を踏まえ、今後各省庁において当面以下の措置を講じることとする。

〔消防庁〕

(1) 消防法施行令改正に係る指導

平成19年6月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中（平成24年3月31日まで）のものにあっても早期の設置を促進する。

(2) 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

(3) 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

〔厚生労働省〕

(1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援する。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

(2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や、運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促す。

〔国土交通省〕

(1) 緊急点検未完了物件の点検実施

緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。

(2) 建築基準法令違反の是正の徹底

建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。

※ 対処方針については、平成22年6月10日付報道発表資料「第2回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」の結果について」より、各省庁の対処方針すべてが入ったものを引用している。



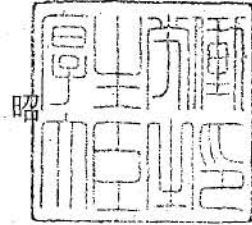
社保審一介護給付費分科会	
第66回 (H22. 7. 29)	資料 3

厚生労働省発老0729第1号
平成22年7月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

長妻



諮 問 書

(介護保険施設におけるユニット型施設の1人当たり居室面積に関する基準の改正及び認知症対応型共同生活介護等の非常災害対策に関する基準の改正について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項及び第115条の14第3項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。